

第 9 次群馬県保健医療計画の骨子案について

- ◆ 国からの「医療計画作成指針」が未発出のため、現段階では骨子案を提示。
- ◆ 骨子案は、現行計画を踏襲しつつ、外来医療計画、医師確保計画及び医療費適正化計画を計画本体に収載するほか、国の検討会などを踏まえ所要の対応を行ったもの。

1 趣旨

- (1) 令和 4 年度末に国から発出予定の「医療計画作成指針」等の関係指針を踏まえ、4 月以降に骨子を決定するため、現段階では骨子案を提示。
- (2) 骨子案については、基本的には現行計画の構成に倣うとともに、法改正や国検討会の検討・意見を踏まえ所要の対応を行ったもの。

2 計画の構成（骨子案）

【本冊】

- 第 1 章 計画に関する基本的な考え方
- 第 2 章 群馬県の現状
- 第 3 章 保健医療圏と基準病床数
- 第 4 章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築
- 第 5 章 地域医療構想
- 第 6 章 外来医療計画（令和元年度に作成、第 9 次計画から本冊に収載）
- 第 7 章 保健・医療・福祉の提供体制の充実
- 第 8 章 医師確保計画（令和元年度に作成、第 9 次計画から本冊に収載）
- 第 9 章 保健医療従事者等の確保
- 第 10 章 医療費適正化計画（第 9 次計画から本計画の一部として統合）
- 第 11 章 計画の推進・評価
- 資料編

【別冊】

- I 5 疾病・6 事業及び在宅医療（「基礎データ」「医療機関の掲載基準」「医療機関一覧」「指標一覧」）
- II 地域医療構想の基礎データ
- III 医師確保計画の基礎データ

3 現行計画からの変更点（予定、主なもの）

(1) 関係計画の統合（第6章、第8章及び第10章）

- 令和元年度に策定した「外来医療計画」及び「医師確保計画」について、計画本冊に収載
- 医療費適正化計画について、本計画の一部として統合（第10章として収載）

(2) 記載事項に「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加（第4章）

- 令和3年の医療法改正により、医療計画の記載事項として新興感染症への対応に関する事項が追加された
- 具体的には、5疾病・5事業及び在宅医療に関して記載する「第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築」について、「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加（5疾病・6事業及び在宅医療となる）

(3) 5疾病・6事業及び在宅医療に関する記載の整理（第4章）

- 各医療機関に求められる医療機能について、別冊から本冊に移設
- 5疾病・6事業及び在宅医療に係る施策体系や目標値について、国検討会等の意見を踏まえ、ロジックモデル※を活用

ロジックモデル：施策と目標値の因果関係を体系的に視覚化したもの。関係者間における課題や目標の共有の促進などが期待される。

(4) 地域医療構想に関する記載（第5章）

- 対応方針の策定率を目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進
- 病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量に著しい差が生じている構想区域について、その要因の分析及び評価を行い、その結果を公表

(5) 外来医療計画の記載事項の追加（第6章）

- 紹介受診重点医療機関の名称や、外来機能報告で把握可能な紹介受診重点外来の実施状況等の情報を新たに記載

(6) 慢性腎臓病（CKD）対策の項目立て（第8章）

- 国検討会の意見を踏まえ、「第8章 保健・医療・福祉の提供体制の充実」の項目に「慢性腎臓病（CKD）対策」を追加

※ なお、同じく国検討会で意見があった慢性閉塞性肺疾患（COPD）については、既に第8章の項目としている

(7) その他

- 基準病床数や医師偏在指標等の算定について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない最新のデータを用いる

4 その他

骨子については、令和5年度第1回群馬県保健医療計画会議（7月頃開催予定）での議論・検討を踏まえ、項目の追加等必要に応じて変更する。